

# 埼玉県畜産総合対策補助金交付要綱

平成18年4月3日 決裁  
平成19年4月2日一部改正  
平成20年4月1日一部改正  
平成21年4月1日一部改正  
平成27年4月28日一部改正  
平成28年4月28日一部改正

(趣旨)

第1条 埼玉県畜産総合対策実施要綱(平成18年4月3日付け農林部長通知。以下、「畜産総合実施要綱」という。)及び埼玉県畜産クラスター強化対策施設整備事業実施要綱(平成27年4月28日付け農林部長通知。以下「クラスター事業実施要綱」という。)に基づき、別表1の1の欄に掲げる事業実施主体(以下、「補助事業者」という。)が実施する場合における当該実施に要する経費又は別表1の2の欄に掲げる事業実施主体(以下、「間接補助事業者」という。)に対し、補助事業者が補助する場合における当該補助に要する経費につき、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続き等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号。以下、「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。なお、条件整備を内容とする事業に対する補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)並びに強い農業づくり交付金交付要綱(平成17年4月1日付け16生産第8261号農林水産事務次官依命通知)、又は畜産競争力強化対策整備事業費補助金交付要綱(平成27年2月3日付け26生畜第1674号農林水産事務次官依命通知)、畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業実施要綱(平成28年1月20日付け27生畜第1574号農林水産事務次官依命通知)、並びに公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業基金管理業務方法書(平成28年3月17日付け27年度発中畜第1401号)の適用がある。

(補助対象事業等)

第2条 補助金交付の対象となる事業、補助率は別表2に定めるところによる。

(申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1-1号又は様式第1-2号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、毎会計年度定めるものとし、補助金の交付の申請をしようとするものに対して通知するものとする。

3 規則第4条第1項の申請書を提出するにあたっては、補助事業者において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に

相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない補助事業者については、この限りではない。

（添付書類の省略）

第4条 規則第4条第2項第1号から第5号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

（軽微な変更）

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、別表2の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

（交付決定通知書の様式）

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

（事業内容の変更等の承認申請）

第7条 補助事業者は、知事の付した条件に従い知事の承認を受けようとする場合は、様式第3-1号又は様式第3-2号の変更（中止・廃止）承認申請書を知事に提出しなければならない。

（状況報告）

第8条 規則第11条の状況報告書の様式は、様式第4号のとおりとする。

2 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を知事に報告しなければならない。

（報告書の様式等）

第9条 規則第13条の報告書の様式は、様式第5-1号又は様式第5-2号のとおりとする。

2 規則第13条の報告書の提出期限は、補助事業の完了（補助事業の中止及び廃止の場合を含む。）後30日以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までとする。

3 第1項の実績報告書を提出するにあたって、第3条第3項のただし書に該当した補助事業者において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第6-1号又は様式6-2号により、速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（概算払の請求）

第10条 補助事業の実施上必要があると認める場合は、補助事業者からの請求に基づき補助金の全部又は一部を概算払により支出することができる。なお、埼玉県畜産クラスター強化対策施設整備事業の請求については、様式7号のとおりとする。

(補助金の額の確定通知書)

第11条 規則第14条の補助金の額の確定通知は、様式第8号のとおりとする。

(財産処分期限の緩和期間等)

第12条 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に定める期間(以下、「処分制限期間」という。)とする。

2 前項の場合において、大蔵省令に定めのない財産については、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18条)に定める期間(以下、「農水処分制限期間」という。)とする。

3 規則第19条第1項第2号に規定する知事が定めるものは、1件の取得価格が50万円以上の財産とする。

4 事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分制限期間又は農水処分制限期間を経過しないで処分する場合は、知事の承認を受けるとともに、残存簿価のうち補助金相当額について、返還しなければならない。

(書類の整備等)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を整備し、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から起算して5年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間又は農水処分制限期間を経過しない場合には、別添様式の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(書類の経由)

第14条 規則及びこの要綱に基づき知事に提出する書類は、所轄する家畜保健衛生所長を経由することとし、その提出部数は正副2部とする。

ただし、市町村の区域を越え、県の区域等を対象とする広域的な事業の場合にあっては、家畜保健衛生所を経由せずに知事に提出できるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成18年4月3日から適用する。

2 この要綱の制定に伴い、「埼玉県生産振興総合対策補助金交付要綱」(平成14年4月2日決裁。以下「旧要綱」という。)は廃止する。

3 「旧要綱」に基づき補助金の交付を受けた者については、旧要綱の規定は、その効力を有する。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月2日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月28日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月28日から適用する。
- 2 適用前の要綱（平成27年4月28日一部改正。以下「前要綱」という。）に基づき補助金の交付を受けた者については、前要綱の規定は、その効力を有する。

別表1 (第1条関係)

1	2
<p>市町村</p> <p>全国農業協同組合連合会埼玉県本部（以下、「連合会」という。）</p> <p>埼玉県農林公社（以下、「公社」という。）</p> <p>指定生乳生産者団体 （加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第6条第1項の指定生乳生産者団体をいう。以下同じ。）</p> <p>社団法人埼玉県畜産会</p> <p>農業協同組合（広域合併農協）</p> <p>食品残さ排出業者、未利用資源飼料化業者、畜産農家、関係市町村等を構成員とする協議会 （別表2の未利用資源飼料化利用拡大モデル事業に限る。）</p> <p>特認団体 （知事が適当と認める者。以下同じ。）</p>	<p>農業協同組合</p> <p>農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体及びその他農業者の組織する団体 （代表者の定めがあり、組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。）</p> <p>特認団体</p> <p>別表2の埼玉県畜産クラスター強化対策施設整備事業を実施する場合は、次に限る。 畜産クラスター協議会</p>

別表2 (第2条及び第5条関係)

区 分	補 助 率	重 要 な 変 更	
		経費の配分の変更	事業の内容の変更
<p>1 推進事業</p> <p>埼玉県畜産総合対策補助金</p> <p>(1) 高品質畜産物生産体制整備事業</p> <p>① 高品質生乳生産体制整備事業</p> <p>ア 乳用牛群検定普及定着化事業</p> <p>イ 乳用種雄牛後代検定推進事業</p> <p>ウ 高能力乳用後継牛生産強化事業</p> <p>② 未利用資源飼料化利用拡大モデル事業</p> <p>ア 協議会運営事業</p> <p>イ エコ畜産物流通対策事業</p> <p>(2) 酪農振興総合対策事業</p> <p>① 乳用牛改良推進事業</p> <p>ア 牛群検定情報高度利用推進事業</p> <p>イ 乳用牛改良指導事業</p> <p>② 生乳流通指導事業</p> <p>ア 乳業再編総合対策推進事業</p> <p>イ 生乳流通等改善推進事業</p> <p>③ 飼料対策事業</p> <p>ア 飼料増産推進事業</p> <p>イ 資源循環型飼料生産推進事業</p> <p>ウ 飼料作物優良品種選定普及促進事業</p>	<p>当該補助事業費又は間接補助事業費の1/2以内</p> <p>ただし、畜総実施要綱別表の定めるところにより、乳用種雄牛後代検定推進事業、又は未利用資源飼料化利用拡大モデル事業については別表3に定める額。</p>	<p>1 30%を超える経費の増減</p>	<p>1 事業実施主体の変更</p> <p>2 事業の新設又は廃止</p>

区 分	補 助 率	重 要 な 変 更	
		経費の配分の変更	事業の内容の変更
2 整備事業 埼玉県畜産総合対策補助金 (1)酪農振興総合対策事業 ①飼料対策事業 ア効率的飼料生産促進事業  埼玉県畜産クラスター強化対策 施設整備事業	<p>当該補助事業費又は間 接補助事業費の1/2、1/ 3以内            なお、それぞれの補 助率に該当する取組は 、畜総実施要綱別表の 定めるところによるも のとする。</p> <p>当該間接補助事業費の 1/2以内            ただし、新規就農者 等が導入する家畜の1 頭当たりの補助額の 上限は、妊娠牛27.5万円 、繁殖雌牛17.5万円、 繁殖雌豚4.0万円とす る。</p>	1 30%を超える経 費の増減	1 事業実施主体及 び取組主体の変更  2 事業の新設、中 止又は廃止  3 設置場所の変更  4 成果目標の変更 (ただし、埼玉県畜 産クラスター強化対 策施設整備事業に限 る)  5 事業の完了年度 の変更(ただし、埼 玉県畜産クラスター 強化対策施設整備事 業のうち、平成28 年度以降の事業に限 る)

別表3

区 分	補助率
1 推進事業 (1)高品質畜産物生産体制整備事業 ①高品質生乳生産体制整備事業 イ乳用種雄牛後代検定推進事業 ②未利用資源飼料化利用拡大モデル事業 ア協議会運営事業 イエコ畜産物流通対策事業	定 額  定 額

様式第1-1号（第3条関係）（埼玉県畜産総合対策用）

平成 年度埼玉県畜産総合対策（別表2の事業名）補助金交付申請書

番 号  
平成 年 月 日

（あて先）  
埼玉県知事

市町村長 氏 名 印

団体にあつては、  
所在地  
団体名  
代表者 印

埼玉県畜産総合対策補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、別添申請様式を添えて申請します。



別添 申請様式（推進事業用）

（別表2の事業名）

- 1 補助金交付申請（又は決定額）額 円
- 2 補助事業等の目的及び内容  
事業実施計画（又は実績）

対策事業名	政策目標	対象作物等名 (作物名)	成果目標 例) 作業受委託契約を〇戸で締結 新栽培技術の導入農家〇戸	受 益		事業内容	事業量 (単価、回数、面 積等、頭羽数)	完了 (予定) 年 月 日	事 業 費	負 担 区 分			備 考
				戸 数	面積、処理量、 又は頭羽数					県費	市町村費	その他	
				戸	ha				円	円	円	円	
小 計													

- (注) 1 「対策事業名」の欄には、畜総実施要綱の別表の対策事業名を記入すること。
- 2 「政策目標（取組名）」の欄については、畜総実施要綱の別表に掲げる政策目標を記入すること。
- 3 「対象作物等名（作物名）」の欄については、土地利用型作物、畑作物、野菜、果樹、花き、地域特産物別を記入し、（ ）書きで作物名を記入すること。なお、土地利用型作物で種子生産を対象に事業を実施する場合は、作物名の後に種子と記入すること。鳥獣害防止については、事業の対象となる鳥獣名を記入することとし、（ ）書きで主な被害作物名を記入すること。また、複数作物を併記できることとする。
- 4 「事業内容」の欄については、政策目標の具体的内容を記入すること。
- 5 同一事業種目のうち事業内容によって補助率が異なる場合で、補助率が2分の1以外のものにあつては、「備考」の欄にその補助率を記入すること。
- 6 備考欄には、事業区分ごと、事業実施主体ごとに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び総計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」）を記入すること。

別添 申請様式（整備事業用）

（別表2の事業名）

- 1 補助金交付申請（又は決定額）額 円
- 2 補助事業等の目的及び内容  
事業実施計画（又は実績）

対策事業名	政策目標	対象作目等名（作物名）	成果目標の具体的な内容例【飼料稲（低コスト）】 事業実施地区において 〇〇飼料稲栽培の生産コストの削減	目標数値			受益		事業内容	事業量（単価、回数、面積等、頭羽数）	完了（予定） 年月日	事業費	負担区分					
				現状値 （H〇年）	目標値 （H〇年）	増減 （増減率等）	戸数	面積、処理量、又は頭羽数					交付金	県費	計	市町村費	その他	備考
							戸	ha				円	円	円	円			
小計																		

- (注) 1 「対策事業名」の欄には、畜総実施要綱の別表の対策事業名を記入すること。
- 2 「政策目標（取組名）」の欄については、畜総実施要綱の別表に掲げる政策目標を記入すること。
- 3 「対象作目等名（作物名）」の欄については、土地利用型作物、畑作物、野菜、果樹、花き、地域特産物別を記入し、（ ）書きで作物名を記入すること。なお、土地利用型作物で種子生産を対象に事業を実施する場合は、作物名の後に種子と記入すること。また、複数作物を併記できることとする。
- 4 備考欄には、事業区分ごと、事業実施主体ごとに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び総計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」）を記入すること。
- 5 「成果目標の具体的な内容」の欄については、畜総実施要綱別表で定める成果目標の内容を記入すること。
- 6 「目標数値」の欄については、「政策目標」及び「成果目標の具体的な内容」に対応した具体的な成果目標及びその目標数値を記入すること。なお、現状値については、原則、直近年のデータとし、直近年が異常年であった場合（激甚災害の発生等）は、さらに前年のデータ又は過去数年の平均を現状値とすることができる。
- 7 「事業内容」の欄については、畜総実施要綱別表に掲げる事業の内容を記入するほか、整備する施設の規模、処理量等を含めて記入すること。
- 8 「完了年月日」の欄において、当該年度で完了しない複数年度の事業である場合、総事業費と負担区分の欄には、当該年度のものがかかるように記入すること。
- 9 地域提案の場合にあつては、「備考」の欄に「地域提案」と記入するとともに、施設の利用計画、収支計画、費用対効果分析等を含む事業実施計画書を添付すること。

### 3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要 する（又は要 した）経費	負 担 区 分			備 考
		県 費	市町村費	そ の 他	
○○事業  1 事業費  2 消費税  ○○には別表2 の「区分」の欄 の事業名を記入 すること。以下 同じ。  「1 事業費」 については、適 宜内訳を記載す ること。	円	円	円	円	円
計					

(注) 当該事業に係る全ての経費の負担区分について記載するものとする。

4 事業完了予定年月日（又は完了年月日）

5 収支予算（又は精算）

（1）収入の部

区 分	本年度予算額 （又は本年度 精算額）	前年度予算額 （又は本年度 予算額）	比 較 増 減		備 考
			増	減	
補 助 金	円	円	円	円	
市町村費					
そ の 他					
計					

（2）支出の部

区 分	本年度予算額 （又は本年度 精算額）	前年度予算額 （又は本年度 予算額）	比 較 増 減		備 考
			増	減	
〇〇事業	円	円	円	円	
1 事業費					
2 消費税					
計					

（注） 当該事業に係るすべての全ての収支の区分について記載するものとする。

6 添付資料

- （1） 間接補助金として支出する市町村は、市町村の補助金交付に関する規定、要綱等
- （2） 整備事業を実施する場合は、機械及び施設の管理運営に関する規定
- （3） 実施設計書及び設計図（実績報告書にあっては、出来高設計書及び設計図）
- （4） その他特に知事が必要と認めるもの（推進事業については、当該事業で作成した資料等。整備事業については、機械及び施設の写真等）

様式第1-2号（第3条関係）（埼玉県畜産クラスター強化対策施設整備事業）

平成 年度埼玉県畜産総合対策（別表2の事業名）補助金交付申請書

番 号  
平成 年 月 日

（あて先）  
埼玉県知事

市町村長 氏 名 印

団体にあつては、  
所在地  
団体名  
代表者 印

平成 年度において、平成 年 月 日付け 第 号で協議した事業計画の内容のとおり事業を実施したいので、下記の関係書類を添え、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定に基づき、埼玉県畜産総合対策補助金 円の交付を申請します。

記

- 1 市町村事業実施計画総括表  
（ただし、複数事業を実施する場合のみ、埼玉県畜産クラスター強化対策施設整備事業実施要領別紙様式第1-2号を添付すること）
- 2 埼玉県畜産クラスター強化対策施設整備事業実施計画書  
（埼玉県畜産クラスター強化対策施設整備事業実施要領別紙様式第1号別添）
- 3 その他知事が特に必要と認めるもの

（注） 協議を行った事業内容から変更があるときは、本文中の「平成 年 月 日付け 第 号で協議した事業計画内容のとおり事業を実施したいので」を「平成 年 月 日付け 第 号で協議した事業計画の一部を関係資料のとおり変更し事業を実施したいので」とし、協議を行った計画書の変更箇所を加筆修正したページを添付し提出すること。

様式第2号（第6条関係）

平成 年度埼玉県畜産総合対策（別表2の事業名）補助金交付決定通知書

畜安第 号  
平成 年 月 日

様

埼玉県知事 氏 名 印

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度埼玉県畜産総合対策事業費補助金については、下記のとおり交付する。

記

1 事業の内容

この補助金の交付の対象となる事業の内容は、別紙のとおりとする。

2 補助金の額

補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助金額 金 円

3 経費の配分

経費の配分については、別紙のとおりとする。

4 補助事業者の責務

補助事業者は、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）の他、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同法施行令（昭和30年政令第255号）、農林水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省第18号）、埼玉県畜産総合対策補助金交付要綱（平成18年4月3日付け畜安第541号埼玉県農林部長通知。以下、「交付要綱」という。）、強い農業づくり交付金実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8260号農林水産事務次官依命通知）及び強い農業づくり交付金実施要領（平成17年4月1日付け16生産第8262号大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長、経営局長通知）、又は、畜産競争力強化対策整備事業実施要綱（平成27年2月3日付け26生畜第1672号農林水産事務次官依命通知）、畜産競争力強化対策整備事業実施要領（平成27年2月3日付け26生畜第1673号農林水産省生産局長通知）、畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生畜第1574

号農林水産事務次官依命通知)、畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業実施要領(平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知)、並びに公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業基金管理業務報告書(平成28年3月17日付け27年度発中畜第1401号)に従わなければならない。

## 5 条件

- (1) 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業者は、交付要綱別表2の欄に掲げる事業に要する経費の重要な変更該当する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業者は、補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業者は、間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該交付を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。
- (5) 補助事業者は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を十分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるように指導しなければならない。
- (6) この補助金に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を補助事業の完了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。  
ただし、補助事業により取得し、又は、効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、別添様式の財産管理台帳及びその他関係書類を交付要綱第12条で規定する期間整備保管しなければならない。
- (7) 補助事業者は、実績報告書を提出するにあたって、各事業実施主体の当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額があり、かつ、その総額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- (8) 補助事業者は、実績報告書を提出後に、消費税及び地方消費税の申告により各事業実施主体の当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
- (9) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、効率的な運営を図らなければならない。
- (10) 補助事業者は、前号の財産のうち1件当たりの取得価格が50万円以上の財産について、減価償却財産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下、「大蔵省令」という。)に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間)内においては、知事の承認を受けずに補助

金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し又は担保に供してはならない。

- (11) 補助事業者が前号により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (12) 補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対し、(1) から(11)までに掲げる条件に準じて条件を付さなければならない。
- (13) 補助事業者は、(12)において準じる(10)により、承認しようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けてから承認を与えなければならない。



別紙

( 事業 )

事業内容	事業費	経費の配分			
		補助金		市町村費	その他
		交付金	県費		
合計					

様式第3-1号（第7条関係）（埼玉県畜産総合対策用）

平成 年度埼玉県畜産総合対策（別表2の事業名）補助金  
変更（中止・廃止）承認申請書

番 号  
平成 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

市町村長 氏 名 印

団体にあつては、

所在地

団体名

代表者

印

平成 年 月 日付け畜安 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた平成  
年度埼玉県畜産総合対策補助金について、下記のとおり変更（中止・廃止）の承認を受け  
たいので申請します。

記

- （注）1 記の記載様式は、様式第1-1号に準ずるものとする。この場合において、  
同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と置き換え、変更部分を二段書きとし、  
変更前を括弧書きで上段に記載すること。
- 2 補助金額が増額する場合は、件名の「平成 年度埼玉県畜産総合対策（畜総  
実施要綱の別表の事業名）補助金の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下  
記のとおり変更（中止・廃止）の承認を受けたいので申請する。」を「下記のと  
おり変更したいので、補助金〇〇〇円を追加交付されたく申請する。」とすること。

様式第3-2号（第7条関係）（埼玉県畜産クラスター強化対策施設整備事業）

平成 年度埼玉県畜産総合対策（別表2の事業名）補助金  
変更（中止・廃止）承認申請書

番 号  
平成 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

市町村長 氏 名 印

団体にあつては、

所在地

団体名

代表者

印

平成 年度において、平成 年 月 日付け畜安第 号で補助金の交付決定の通知を受けた平成 年度埼玉県畜産総合対策補助金（埼玉県畜産クラスター強化対策施設整備事業）について、下記のとおり変更（中止・廃止）の承認を受けたいので申請します。

記

1 変更（中止・廃止）理由

2 関係書類

（注）

- 1 中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とすること。
- 2 市町村事業実施計画総括表及び事業実施計画書の変更前と変更後の比較対照表を添付して提出すること。ただし、市町村事業実施計画総括表は、複数事業を実施している場合のみ提出すること。

様式第4号（第8条関係）

平成 年度埼玉県畜産総合対策（別表2の事業名）遂行状況報告書

番 号  
平成 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

市町村長 氏 名 印

市町村以外の団体にあつては、  
主たる事務所の所在地  
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け畜安 第 号で交付決定の通知を受けた平成 年度  
埼玉県畜産総合対策の遂行状況について、補助金等の交付手続き等に関する規則第11  
条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		月 日までに完了したもの		月 日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予 定年月日	
	円	円	%	円		

（注）事業の進行が遅れている場合は、備考欄にその理由を記入すること。

「事業費」の欄には、事業出来高を金額に換算した額を記入すること。

様式第5-1号(第9条関係)(埼玉県畜産総合対策用)

平成 年度埼玉県畜産総合対策(別表2の事業名)補助金実績報告書

番 号  
平成 年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

市町村長 氏 名 印

団体にあつては、

所在地

団体名

代表者

印

平成 年 月 日付け畜安 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた平成年度埼玉県畜産総合対策が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

(注) 1 記の様式は、様式第1-1号に準ずるものとする。

この場合において、同様式中「事業の目的」を「事業効果」と書き換え、軽微な変更があつた場合には、容易に比較対照できるよう変更部分を2段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

様式第5-2号（第9条関係）（埼玉県畜産クラスター強化対策施設整備事業）

平成 年度埼玉県畜産総合対策（別表2の事業名）補助金実績報告書

番 号  
平成 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

市町村長 氏 名 印

団体にあつては、

所在地

団体名

代表者

印

平成 年 月 日付け畜安第 号をもって補助金の交付決定通知のあった平成 年度埼玉県畜産総合対策（埼玉県畜産クラスター強化対策施設整備事業）について、交付決定通知の内容に従い実施したので、下記の関係書類を添え、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定に基づき、その実績を報告します。

また、併せて清算額として畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業補助金 円の交付を請求します。

記

1 精算額

区分	補助事業に要した経費	補助金	左の内訳		備考
			既受領額	精算額	
埼玉県畜産クラスター強化対策施設整備事業	円	円	円	円	
1 事業費					
2 附帯事務費					
計					

## 2 市町村事業実施実績総括表

(注) 実施計画総括表に準じて実施実績総括表を作成する。

なお、計画と実績が異なる場合は、実績の上段に計画を（ ）書きで表示することや、変更箇所を加筆修正するなどの方法により、計画と実績が比較対照できるよう表示する。

ただし、市町村事業実施実績総括表は、複数事業を実施している場合のみ提出すること。

## 3 埼玉県畜産クラスター強化対策施設整備事業実施実績書

(注) 実施計画書に準じて実施実績書を作成する。

なお、計画と実績が異なる場合は、実績の上段に計画を（ ）書きで表示することや、変更箇所を加筆修正するなどの方法により、計画と実績が比較対照できるよう表示する。

様式第6-1号(第9条関係) (埼玉県畜産総合対策用)

番 号  
平成 年 月 日

(あて先)  
埼玉県知事

市町村長 氏 名 印

平成 年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

平成 年 月 日付け畜安第 号で交付決定通知のあった埼玉県畜産総合対策補助金について、埼玉県畜産総合対策補助金交付要綱第9条の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 適正化法第15条の補助金の額の確定 (平成 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)	金	円
2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額(3-2)	金	円

(注) 内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。



様式第6-2号(第9条関係) (埼玉県畜産クラスター強化対策施設整備事業)

番 号  
平成 年 月 日

(あて先)  
埼玉県知事

市町村長 氏 名 印

平成 年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

平成 年 月 日付け畜安第 号で交付決定通知のあった埼玉県畜産総合対策補助金(埼玉県新畜産クラスター強化対策施設整備事業)について、埼玉県畜産総合対策補助金交付要綱第9条の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

(併せて、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額金 円を返還する。(ただし、返還がある場合のみ記載すること))

記

1 適正化法第15条の補助金の額の確定 (平成 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)	金	円
2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る 消費税等相当額仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額(3-2)	金	円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業を実施する者(取組主体)が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・付記2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書」の写し
- ・3の金額の積算内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。)
- ・事業を実施する者(取組主体)が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料。
- ・その他参考となる資料を添付すること。

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[ ]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[ ]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業を実施する者（取組主体）が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料。
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）。
- ・事業を実施する者（取組主体）が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料。
- ・その他参考となる資料を添付すること。



様式第8号（第11条関係）

平成 年度埼玉県畜産総合対策（別表2の事業名）補助金交付額確定通知書

畜安第 号  
平成 年 月 日

様

埼玉県知事 氏 名 印

平成 年 月 日付け畜安第 号で補助金の交付決定の通知をした平成 年度埼玉県畜産総合対策補助金については、平成 年 月 日付け 第 号で提出のあった実績報告書等に基づき補助金等の交付手続等に関する規則第14条の規定により、下記のとおりその額を確定する。

記

- |   |          |   |   |
|---|----------|---|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金交付確定額 | 金 | 円 |